

Jアラート全国一斉情報伝達試験 災害時に備え複数の手段での 情報取得方法を確認

6/7(水)

6月7日(水)に、「Jアラート(全国瞬時警報システム)」の全国一斉情報伝達試験を実施します。この試験は、Jアラートと自動連携している機器を実際に動かして動作確認を行う全国的な試験です。

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず

国民健康保険 後期高齢者医療制度加入の方へ ジェネリック医薬品差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで流通しています。

医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、利用する保険制度全体の医療費を抑えることにもつながりますので、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

【対象となる方】
国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者の

○後期高齢者医療：6月下旬
○国民健康保険：毎月下旬
※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

す(3回)
こちらは、防災江東です(下りチャイム音)
☎(3647)9382
FAX(3647)9651

**【情報伝達試験時に体験できる
主な情報取得方法】**

- 防災行政無線放送 (欄外の方法でも確認できます)
- こうとう安全安心メール ※登録者のみ。登録方法は、区ホームページをご確認ください(英語・中国語・韓国語対応)。
- 江東区防災マップアプリ ※ダウンロード方法等は、区ホームページをご確認ください。
- 区ホームページ
- Twitter [防災関連情報]@koto_bosai [江東区政全般]@city_koto
- Facebook (@city.koto)
- LINE (@city_koto) ※友だち登録者のみ
- ケーブルテレビ(デジタル11ch) ※契約者のみ
- コミュニティFM(88.5MHz)

※緊急速報メール(エリアメール)・Yahoo! 防災速報による試験実施はありません。

令和5年度 介護保険料が決定 65歳以上の方に通知 6/9(金) 発送

65歳以上の方へ、令和5年度の介護保険料額決定通知書を、6月9日(金)に発送します。介護保険料額は前年の所得等に基づいて決定します。

詳細は、通知書に同封する「介護保険料の納付方法は2通り」をご覧ください。

介護保険法の定めにより、納付方法を選ぶことはできません。**【特別徴収】**年金差し引きで納める方法です。

必ず医師・薬剤師にご相談ください。**【国民健康保険(こじん) 医療保険課医療保健係】**

☎(3647)8516
FAX(3647)8443
通知サポートデスク(平日午前9時～午後5時) ※差額通知を受け取った方専用

令和5年度 住民税の税額が決定 納税通知書を6月5日(月)に発送

令和5年度住民税(特別区民税・都民税)が課税される方に、税額決定の通知書を6月5日(月)に発送します。

新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告期限の個別延長が適用され、3月16日以降に確定申告書を提出された方は、今回の通知書発送に間に合わない場合があります。その場合、後日発送予定の税額決定通知書をお支払いください。

年金を年額18万円以上受給されている場合は、日本年金機構の準備が整いしだい、特別徴収に切り替わります。普通徴収から特別徴収に切り替わる際には事前に通知します。

【普通徴収】65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書で納める方法です。1年分の納付書(6ヶ月～翌年3月期)をまとめてお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)まで

保険料納付が困難な場合は、ご相談を
保険料を納めない状態が続くと、未納期間に応じて介護サービスを利用する際の自己負担割合が増える場合があります。また、徴収嘱託員の訪問や、納付案内センター(コールセンター)からの納付依頼の連絡があります。未納保険料が多額になる前に早めにご相談ください。

外出が困難な方には徴収嘱託員による訪問徴収も行っていますのでご連絡ください。**【介護保険課資格係】**

☎(3647)9493
FAX(3647)9466
次のご連絡ください。

【対象となる方】公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額および均等割額)
【徴収方法】下表のとおり

【申告に関する注意点】次の所得等については、住民

税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、その内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

○上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等
○上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
○特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に課税方式を選択する住民税申告をする必要があります。

【課税課】
☎(3647)8001、2・8004
FAX(3647)4822

公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方	
徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)
徴収額	各月、年税額の4分の1
方法	普通徴収(納付書や口座振替による納付)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月
徴収額	各月、前年度分の年税額の2分の1に相当する額の3分の1(仮徴収)
方法	年金から特別徴収(引き落とし)